

# 役員報酬等支給基準

平成23年4月1日  
一般財団法人 工業所有権協力センター

## 役員報酬支給基準

### 1. 目的

この基準は、本財団定款第30条ただし書の規定により、一般財団法人 工業所有権協力センター（以下「本財団」という。）の常勤役員（理事及び監事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定める。

### 2. 報酬体系

役員の報酬は、月額報酬、賞与とする。

### 3. 月額報酬

役員の月額報酬は、次の額とする。

	月額報酬額
理事長	1,297,800 円
副理事長	1,232,900 円
専務理事	1,168,100 円
常務理事	1,103,400 円
執行理事	1,057,900 円

### 4. 月額報酬の日割り計算

新たに役員となった月及び退任した月の報酬額は、日割り計算による。

### 5. 賞与の支給額

役員の賞与の支給額は、月額報酬の2か月分とし、理事長は役員の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

### 6. 賞与の月割り計算

賞与支給対象期間中に、新たに役員となったとき、又は役員が退任したときの賞与は、月割り計算とする。

### 7. その他手当

役員には、事務職員給与規程第2条に定める諸手当中通勤手当を除き支給しない。

### 8. 端数の処理

この基準により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

### 9. この基準の実施に必要な取扱いについては、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 9 月 1 7 日から施行し、平成 2 1 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する

## 役員退職金支給基準

### 1. 目的

この基準は、本財団定款第30条ただし書の規定により、一般財団法人 工業所有権協力センター（以下「本財団」という。）の常勤役員（理事及び監事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。以下「役員」という。）の退職金に関し、必要な事項を定める。

### 2. 退職金の支給

- (1) 本財団の役員が退職したときは、退職金を支給する。ただし、役員が定款第29条第1項第1号の規定する事由により解任されたときは、退職金は支給しない。
- (2) 役員が任期の満了により退職した場合において、その者が引き続き役員となったときは、前項(1)の規定にかかわらず、退職金を支給せず、最終の退職時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

### 3. 退職金の支給額

退職金の支給額は、退職時の月額報酬の100分の25に相当する金額に在職月数を乗じた額とする。

### 4. 在職月数の計算

在職月数の計算は、役員に就任した日から役員を退職した日までの月数とし、1月未満の端数は、1月とする。

### 5. 退職金の支給対象

- (1) 退職金は、退職した当該役員に支給する。ただし、当該役員が死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。
- (2) 前項(1)の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用する。

### 6. 端数の処理

退職金の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成21年9月17日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

#### (経過措置)

平成16年3月31日に役員として在職する者の退職金の計算については、2.(2)にかかわらず、同日以前の在職期間については、同日に任期満了により退職したのものとして、従前の例によるものとし、その後の在職期間については、4.中「役員に就任した日」とあるのは、「平成16年4月1日」と読み替えて、同項を適用する。

附 則

( 施行期日 )

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

4 . にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に役員として在職する者の退職金の計算については、2 . ( 2 ) にかかわらず、同日以前の在職期間については、同日に任期満了により退職したのものとして、従前の例によるものとし、その後の在職期間については、4 . 中「役員に就任した日」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日」と読み替えて、同項を適用する。

附 則

( 施行期日 )

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

4 . にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に役員として在職する者の退職金の計算については、2 . ( 2 ) にかかわらず、同日以前の在職期間については、同日に任期満了により退職したのものとして、従前の例によるものとし、その後の在職期間については、4 . 中「役員に就任した日」とあるのは、「平成 23 年 4 月 1 日」と読み替えて、同項を適用する。